

【2. 協議事項】

重点取組事項の工程表等について (重点項目・P D C A・K P I)

【案件説明】

わが国では平成 27 年度から設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」(当県では「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会」)において、平成 28 年度から平成 29 年度まで2か年にわたりパイロット事業(実証実験)を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を活用して「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定いたしました。また、平成 30 年度には「コンサルティング事業」を実施し、パイロット事業の結果等から新たに把握された課題の改善や、これまでの取組のさらなる深掘りを行いました。

さらに、令和元年度のアドバンス事業では、荷待ち件数が特に多い輸送分野(当協議会では『加工食品』)において、品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んできたところです。

一方、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和6年(2024年)度から時間外労働の上限規制が適用されることを受け、長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく必要があります。これまでの当協議会で取り上げてきた課題「加工食品」を含め、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

来年度の当協議会の取組を進めていくにあたり、重点取組事項については、令和6年(2024年)度から適用される時間外労働時間の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、別添(案)による【資料2】P D C A及び【資料3】K P Iに基づき進めてまいります。

【協議事項】

来年度の当協議会の取組について【資料2】P D C Aシート及び【資料3】重点取組項目の『工程表及び中長期目標・指標(K P I)』に基づき進めてよろしいか、御審議願います。

【資料2概要】

今年度までの当協議会の取組を元に来年度の方針を定めました。

主な取組としましては【報告事項】のとおり、トラック協会員に対し荷主に関する要望、問題点について事業者アンケートを実施し、長時間労働の実態や課題等を把握しました。

そのほか、ガイドライン、公示運賃、ホワイト物流に関する説明会を年6回実施し、労働時間改善のための取組の浸透を図りました。

【資料3概要】

今年度実施したアンケートにおいて、運送事業者は、令和6年（2024年）度から適用される時間外労働時間の上限規制への対応やドライバー不足の改善に向け、より積極的に荷主と交渉し、労働時間の改善に結びつける自助努力が必要であり、特に「着荷主」は運送事業者にとっては直接の運送契約の関係にないため、運送事業者側からの交渉は難しいという観点から、発荷主も含めて、地方協議会によるサポートが重要である、との結論であったことを踏まえ、今後の当協議会では荷主企業に対する働きかけを強化していく方針とし、令和6年（2024年）度までの中長期的な工程を作成しました。

また、併せてその他の取組として県内の荷主企業を含めた物流事業者に対しガイドラインの取組、公示運賃・ホワイト物流の浸透を図り、目標を定めることで長時間労働改善の取組のさらなる促進に繋がります。